

加古川市人権教育啓発推進審議会委員の公募について

加古川市人権教育啓発推進審議会委員を市民の皆さんから募集します。

1. 募集人数	2人
2. 任期	委嘱の日から2年
3. 応募資格	市内在住で、次に掲げる全ての要件を満たす人 (1) 令和8年4月1日現在満18歳以上で、令和9年3月31日までに75歳に達しないこと (2) 応募日現在において、他の附属機関等の委員となっていないこと (3) 本市の人権施策について関心のあること (4) 国や地方公共団体の議員又は常勤職員でないこと (5) 平日の昼間の会議に出席できること (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
4. 応募方法	次の書類を応募受付期間内に、応募者ご本人が人権文化センターまでご持参ください。（代理人、郵送等による受け付けは行いません） (1) 「加古川市の人権施策について思うこと」をテーマとした作文（400字程度、A4用紙・書式自由） (2) 所定の応募申込書に必要事項を記入したもの ※提出書類は選考のために使用し、ご本人へは返却いたしません。
5. 受付期間	令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）まで （日曜日を除く午前9時から午後5時まで）
6. 選考・通知	提出書類をもとに書類選考を行い、応募された方全員に7月中に文書にて結果を通知します。
7. その他	審議会に出席いただいた場合には、規定による報酬をお支払いします。
8. 応募・問合せ先	〒675-0032 加古川市加古川町備後332-1 加古川市市民協働部人権文化センター TEL 079-451-5030（直通） FAX 079-426-0062

◎人権教育啓発推進審議会とは

人権教育啓発推進審議会は、「加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）」第1条の規定に基づき設置する附属機関です。

人権教育啓発推進審議会委員の皆さんには、本市の人権施策の推進等に係る事項について審議いただくほか、人権課題に関する事項等について協議をしていただきます。

